

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	妊婦のための支援給付金関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

彦根市は妊婦のための支援給付金事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	—
------	---

評価実施機関名

滋賀県彦根市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	妊婦のための支援給付金関係事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、妊娠中の女性への経済的支援として実施する妊婦のための支援給付金に係る事務を行っている。この事務を行うにあたり、次の事務において特定個人情報ファイルを取扱う。 ①妊婦のための支援給付における妊婦給付認定に係る事務 ②妊婦のための支援給付に係る事務
③システムの名称	健康管理システム、電子申請システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システム、妊婦のための支援給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第127項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭部母子保健課
②所属長の役職名	母子保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	彦根市総務部総務課法規行政係 〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号 0749-30-6100
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	彦根市こども家庭部母子保健課 〒522-0057滋賀県八坂町1900番地4 0749-24-3931
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住民から特定個人情報入手する場合、住基ネット照会で取得はしておらず、書面を用いて申請者から取得し、使用用途を明確にしている。 マイナンバーが記載された書類を誤って紛失しないように、表題を付けるなどしてファイリングし、書類は鍵のかかるキャビネットに保管している。	

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	----------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住民から特定個人情報を入手する場合、住基ネット照会で取得はしておらず、書面を用いて対象者から取得しているため、目的外の入手が行われることはない。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月29日	表紙	出産・子育て応援給付金関係事務	妊婦のための支援給付金関係事務	事後	
令和7年8月29日	I-1-①事務の名称	出産・子育て応援給付金関係事務	妊婦のための支援給付金関係事務	事後	
令和7年8月29日	I-1-②事業の概要	【評価対象事務全体の概要】 「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について」(令和4年12月26日付け子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、妊婦および子育て期の家庭に対し、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する。 【事務の概要】 1. 妊娠届出時に面談を実施し、申請により出産応援給付金(妊婦一人あたり5万円)を支給する。 2. 妊娠8か月頃に郵送でアンケートを実施し、希望者には面談を行う。 3. 出生届出後に面談を実施し、申請により子育て応援給付金(子ども一人あたり5万円)を支給する	子ども・子育て支援法に基づき、妊娠中の女性への経済的支援として実施する妊婦のための支援給付金に係る事務を行っている。この事務を行うにあたり、次の事務において特定個人情報ファイルを取扱う。 ①妊婦のための支援給付における妊婦給付認定に係る事務 ②妊婦のための支援給付に係る事務	事後	
令和7年8月29日	I-1-③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、電子申請システム、中間サーバー	事後	
令和7年8月29日	I-2特定個人情報ファイル名	健康管理個人情報システム	健康管理システム、妊婦のための支援給付ファイル	事後	
令和7年8月29日	I-3個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第101の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示	番号法第9条第1項および別表第127項	事後	
令和7年8月29日	I-4-②情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の第121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び同法別表127の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月29日	I-5-①、②評価実施機関における担当部署	福祉保健部健康推進課 健康推進課長	こども家庭部母子保健課 母子保健課長	事後	
令和7年8月29日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	彦根市福祉保健部健康推進課 〒522-0041 滋賀県彦根市八坂町1900番地4 0749-24-0816	彦根市こども家庭部母子保健課 〒522-0057滋賀県八坂町1900番地4 0749-24-3931	事後	
令和7年8月29日	II-1、2いつの時点の計数か	令和5年7月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年8月29日	IV-8人手を介在させる作業	—	十分である	事後	
令和7年8月29日	IV-8人手を介在させる作業判断の根拠	—	住民から特定個人情報を入手する場合、住基ネット照会で取得はしておらず、書面を用いて申請者から取得し、使用用途を明確にしている。 マイナンバーが記載された書類を誤って紛失しないように、表題を付けるなどしてファイリングし、書類は鍵のかかるキャビネットに保管して	事後	
令和7年8月29日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	—	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	
令和7年8月29日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠	—	住民から特定個人情報を入手する場合、住基ネット照会で取得はしておらず、書面を用いて対象者から取得しているため、目的外の入手が行われることはない。	事後	